

## ◇岩国市提供サービス

令和7年11月1日現在

・サービスを利用する際には、各サービスの利用条件を満たす必要があります。

詳細は、担当課にお問い合わせください。

番号	行政サービス名	内容	受領証等の提示		担当課 連絡先	備考
			必要	不要		
1	市営住宅入居申込み	市営住宅への入居申込みができる	◎		都市開発部建築住宅課 0827-29-5139	
2	身体障害者等の軽自動車税（種別割）の減免	障害のあるパートナーのために使用する軽自動車等の税金について減免を受けることができる		○	総合政策部課税課 0827-29-5053	同一世帯であること
3	税金等の納付書の再発行	パートナーの市税に関する納付書の再発行を受けることができる		○	総合政策部収税課 0827-29-5059	
4	納税に関する相談	パートナーの市税の納付に関する相談ができる		○	総合政策部収税課 0827-29-5059	
5	市税の口座振替に関する届け出	パートナーを口座名義人とする口座振替の受付ができる		○	総合政策部収税課 0827-29-5059	
6	市税の還付金の受け取りに関する届け出	パートナーを受取人とする還付金の申請受付ができる		○	総合政策部収税課 0827-29-5059	
7	納税証明書の発行申請	パートナーを代理人とした納税証明書の交付。		○	総合政策部収税課 0827-29-5059	
8	緊急通報装置設置の申請	パートナーが代理で申請ができる		○	福祉部障害者支援課 0827-29-2522	
9	障害者福祉タクシー助成事業の申請	障害者福祉タクシー助成手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	福祉部障害者支援課 0827-29-2522	
10	身体障害者手帳の交付申請	手帳の交付を受ける手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	福祉部障害者支援課 0827-29-2522	
11	療育手帳の交付申請	手帳の交付を受ける手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	福祉部障害者支援課 0827-29-2522	
12	精神障害者保健福祉手帳の交付申請	手帳の交付を受ける手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	福祉部障害者支援課 0827-29-2522	
13	重度心身障害者医療の申請	助成を受ける手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	福祉部障害者支援課 0827-29-2522	
14	自立支援医療の申請	一部公費負担する手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	福祉部障害者支援課 0827-29-2522	
15	障害福祉サービス等の申請	サービスの利用手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	福祉部障害者支援課 0827-29-2522	
16	特別障害者手当の申請	特別障害者手当の申請手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	福祉部障害者支援課 0827-29-2522	
17	重度障害者福祉手当事業の申請	重度障害者福祉手当の申請手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	福祉部障害者支援課 0827-29-2522	
18	障害児福祉手当の申請	障害福祉手当の申請手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	福祉部障害者支援課 0827-29-2522	
19	難聴児補聴器購入費等の助成申請	難聴児補聴器購入費等の助成手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	福祉部障害者支援課 0827-29-2522	
20	日常生活用具給付申請	日常生活用具給付手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	福祉部障害者支援課 0827-29-2522	
21	補装具費支給申請	補装具費の支給手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	福祉部障害者支援課 0827-29-2522	
22	生活保護受給	生活同一世帯の場合、生活保護の受給対象となることができる		○	福祉部生活支援課 0827-29-5071	
23	生活保護相談	生活保護に関する相談ができる		○	福祉部生活支援課 0827-29-5071	
24	遺骨、遺留品の引渡	市納骨堂に収蔵された遺骨や遺留品を受け取りができる	◎		福祉部生活支援課 0827-29-5071	様式で定める添付書類の提出が必要
25	国民健康保険関係手続き	国民健康保険関係手続時、同一世帯住所であれば、運転免許証等（写真付本人確認資料）の提示で委任状は不要		○	健康医療部保険年金課 0827-29-5084	委任状の提出が必要
26	国民年金関係手続き	パートナーによる手続きができる		○	健康医療部保険年金課 0827-29-5086	委任状の提出が必要

番号	行政サービス名	内容	受領証等の提示		担当課 連絡先	備考
			必要	不要		
27	死亡届の届け出	パートナーによる届出ができる		○	市民協働部市民課 0827-29-5039	同居人、後見人等であれば届出が可能。（死亡届の届出義務者及び届出資格者は戸籍法で規定されています。届出資格者は資格を証する書類が必要となる場合があります。）
28	火葬・埋葬許可申請	パートナーの火葬・埋葬許可申請ができる		○	環境部環境政策課 0827-29-5100	
29	市営墓地の使用申込	パートナーの焼骨を埋蔵するための使用申請ができる		○	環境部環境政策課 0827-29-5100	
30	救急車への同乗	救急車で搬送される際、同乗ができる		○	消防組合 0827-31-0193	
31	救急隊が行う処置の同意	救急隊が行う処置について説明を受け、同意ができる		○	消防組合 0827-31-0193	
32	救急搬送証明書の発行	申請時、同居家族であれば、運転免許証等（写真付本人確認資料）の提示により委任状は不要	◎		消防組合 0827-31-0193	本人確認書類が必要
33	り災証明（火災）の届出	申請時、同居家族であれば、運転免許証等（写真付本人確認資料）の提示により委任状は不要	◎		消防組合 0827-31-0193	本人確認書類が必要
34	り災証明（火災以外）の届出	災害によってパートナーが居住する家屋等に被害があったとき、パートナーが代理でり災証明の届出が可能		○	総務部危機管理課 0827-29-5119	
35	災害見舞金の申請及び受領	市内に発生した災害（火災、風水害、地震等）により被害を受けた市民（現に市内に居住し、かつ、住民基本台帳法により住民基本台帳に記録されている者）又はその遺族に対し、災害見舞金を支給する。	◎		福祉部福祉政策課 0827-29-5070	委任状の提出により可能
36	DV被害者相談	家庭内暴力（DV）に関する相談・支援ができる		○	総務部人権課 0827-29-5340	
37	犯罪被害者等支援金	被害者本人またはそのパートナーが支援金の申請を行い、受給することができる	◎		市民協働部くらし安心安全課 0827-29-5018	
38	犯罪被害者等助成金	支援金を受給した者が、必要な助成を受けることができる	◎		市民協働部くらし安心安全課 0827-29-5018	